

上山市告示第 1 2 6 号

第 3 期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 1 6 日

上山市長 山 本 幸 靖

第 3 期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 第 3 期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、有識者等から専門的及び総合的な立場からの意見を幅広く聴くため、第 3 期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項について意見を述べ必要な助言等を行うものとする。

- (1) 第 3 期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、次に定めるところにより構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界、行政機関、金融機関、労働団体、メディア、士業及びデジタル分野に精通する団体等の関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(座長)

第 4 条 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会議を代表する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、第 3 期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 会議は、座長がこれを招集する。

2 座長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、市政戦略課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。